N P O法人フェニックス 定 款

### NPO法人フェニックス定款

### 第1章総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人フェニックスという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区浅草橋一丁目9番13Bizーark浅草橋駅前ビル3階に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に国内におけるシングルマザーなど経済的困窮者 や、発展途上国・困窮地域の方々に対して、国境を越えた福祉・教育等の支援活動 及び啓発活動を通じて、世界の平和と人権の擁護を図り、もって広く公益に寄与す ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - (4) 国際協力の活動
  - (5) 子どもの健全育成を図る活動

#### (事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、 次の事業を行う。
  - (1) 国内の特にシングルマザー、困窮学生等への生活、就労、学習等の支援及び援助に関する事業
  - (2) 発展途上国、国内外の生活困窮地域等へのデジタルインフラ、教育等の支援及び援助に関する事業
  - (3) 国内外の福祉及び教育の調査研究、普及、啓発、情報提供に関する事業

### 第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事 長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を もって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
  - (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、護決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章役員

#### (種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
  - 2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

#### (選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職 務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
  - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、 理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、こ の法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総 会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく これを補充しなければならない。

#### (解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の護決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
  - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 会員の除名
  - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 役員の選任及び解任
  - (7) 役員の職務及び報酬
  - (8) 入会金及び会費の額
  - (9) 資産の管理の方法
  - (10) 借入金 (その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (11) 解散における残余財産の帰属
  - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
    - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
  - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
  - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する 旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ)によって、総会に出席し、表決することができる。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる ことができない。

#### (総会の議事録)

- 第28条 総会の護事については、次の事項を記載した護事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は 署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に 理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又 は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
  - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
  - 2 第2項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席 したものとみなす。
  - 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
  - 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる ことができない。

#### (理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又 は署名しなければならない。

### 第5章資產

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が 別に定める。

### 第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
  - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の 追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
  - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
  - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。) したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
  - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の 議決を経なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに 残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに 譲渡するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の 議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人 のホームページに掲載して行う。

#### 第9章 事務局

#### (事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

#### (職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

#### (組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に 定める。

#### 第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 金澤 潤

理 事 岩里 波ノ佑

理事 内藤 みき

監事 WANG YONG 王勇

監事 DU JIE 杜杰

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人 の成立の日から令和8年10月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の 日から令和8年7月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会 の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額 とする。

(1) 入会金	正会員(個人)	0円
	正会員(団体)	0円
	贊助会員(個人)	0円
	贊助会員(団体)	0円

(2) 年会費 正会員(個人) 0円 正会員(団体) 0円 贊助会員(個人) 0円 贊助会員(団体) 0円

設 立 用

# 役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

NPO法人フェニックス

### 1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)

☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

### 2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
	(どちらかにO)	氏 名	(どちらかに〇)	
1	理事·監事	(カナサ゛ワ シ゛ュン)	有・無	理事長
		金澤潤		
2	理事・監事	(イワサト ナミノスケ)	有・無	
	(±)	岩里 波ノ佑		
3	理事·監事	(ナイトウ ミキ)	有・無	
		内藤 みき		
		(オウ ユウ)		
4	理事(監事	WANG YONG	有・無	
-		王 勇		
5	理事・監事	(ドゥ ジエ) DU JIE	有・無	
		杜杰		
6	理事・監事		有・無	
-				-
7	理事・監事		有・無	
-				
8	理事・監事		有・無	
	理事・監事		有・無	
9	理争・監帯		1	

設 用 立

#### 令和7年度 事業計 画

NPO法人フェニックス

#### 1 事業実施の方針

設立初年度は、特に国内におけるシングルマザーなど経済的困窮者や、発展途上国・困窮地域の方々 に対して、国境を越えた福祉・教育等の支援活動及び啓発活動を通じて、世界の平和と人権の擁護を図 り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を立ち上げ、推進する。

#### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【970】千円 )

(1) 付足が呂か	(事業員の心質川(の)・						
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
グルマザー、困 窮学生等への生 活、就労、学習 等の支援及び援	就労支援として、エクセ ルやアードなどのPC スキルやのとして、エクリードなどを としてどのPC 、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	週 1 ~ 2 回 法人成立後	法人 <b>事務</b> 所 全国 イン)	11人	経済的に援 助が必要な シングや学生	5/年	293
,	与を実施。	じて随時					
	資金援助の仕組み構築。 寄附金募集のシステム 構築。	法人成立後	法人事務所				
教育等の支援及 び援助に関する 事業	P C やタブレットなど 企業から中古品を譲り 受け、必要な方々へ寄 付。	法人成立後 必要に応 じて <b>随</b> 時	石川県 発展途上 国	11人	発展途上国 や被災地域 の方々	10人	628
	海外から日本へ留学する学生への支援として、 日本での日常生活及び ビジネスマナー講座を 実施。		法人事務 所 全国 (オンラ イン)				

国内外の福祉及	ホームページやSNS						
び教育の調査研	から国内外の貧困につ	:		:			
究、普及、啓発、	いての情報提供。				'		
情報提供に関す			!				
る事業							
		法人成立後	1475 7 70	11人	一般市民	不特定多 数	49
		年1回	所			**	
			<u> </u>	1			

設 立 用

# 令和8年度

# 事業計画書

NPO法人フェニックス

#### 1 事業実施の方針

令和8年度は、特に国内におけるシングルマザーなど経済的困窮者や、発展途上国・困窮地域の方々に対して、国境を越えた福祉・教育等の支援活動及び啓発活動を通じて、世界の平和と人権の擁護を図り、もって広く公益に寄与するため、下記事業を推進する。

#### 2 事業の実施に関する事項

#### (1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,668】千円 )

(1) 特廷非呂本		(学来貝♡心質用【1,000】     1 /			<del></del>		
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
グルマザー、困 窮学生等への生 活、就労、学習 等の支援及び援	就労支援として、エクセルをリードなどのPC がないないのではなどのではない。 おいまれた ではない できない できない できない できない できない できない できない でき	週1~2回	法人事務 所 全国 (オン)	11人	経済的に援 助が必要な シングルマ ザーや学生	1 0 人	437
	P C やタブレット、モバ イルルーターの無償貸 与を実施。	必要に応 じて随時					
発展途上国、国 内外の生活困窮 地域等へのデジ タルインフラ、		1回/年	法人事務所				
教育等の支援及 び援助に関する 事業	P C やタブレットなど 企業から中古品を譲り 受け、必要な方々へ寄 付。		石川県 発展途上 国	11人	発展途上国 や被災地域 の方々	20人	1, 097
	海外から日本へ留学する学生への支援として、 日本での日常生活及び ビジネスマナー講座を 実施。	週1~2回	法人事務 所 全国 (オン)	ļ			

国内外の福祉及	ホームページやSNS						
び教育の調査研	による情報提供。	,	法人事務			不特定多	
究、普及、啓発、		通年	(広八争伤) 所		一般市民	小村足多   数	
情報提供に関す					•		
る事業				7 1 1			134
	国内外の福祉及び教育			11人	uk ker 소등시		104
	の調査研究や支援活動				地域の福祉や教育分野		
	を行っている非営利団	年1回	東京都		の支援活動	50人	
	体とのシンポジウム、交				に携わる個   人・団体		
	流会を開催。						

### 令和7年度 活動予算書

成立の日から令和8年7月31日まで

NPO法人フェニックス

(単位:円) 金額 科目 I 経常収益 1.受取会費 0 正会員受取会費 0 0 賛助会員受取会費 2.事業収益 国内の特にシングルマザー、困窮学生等への生活、就労、学習等の 0 支援及び援助に関する事業収益 発展途上国、国内外の生活困窮地域等へのデジタルインフラ、 0 教育等の支援及び援助に関する事業収益 国内外の福祉及び教育の調査研究、普及、啓発、情報提供 0 0 に関する事業収益 3.受取寄附金 1,770,000 1,770,000 受取寄附金 1, 770, 000 経常収益計 Ⅱ 経常費用 1.事業費 ⑴ 人件費 0 給料手当 0 人件費計 (2) その他経費 4,000 会議費 60,000 旅費交通費 96,000 通信運搬費 30,000 広告宣伝費 0 地代家賃 水道光熱費 30,000 施設利用料 780,000 支払手数料 600,000 寄附金 68,000 消耗品費 1,668,000 その他経費計 1,668,000 事業費計 2.管理費 (1) 人件費 0 役員報酬 0 給料手当 0 人件費計 (2) その他経費 4,000 会議費 地代家賃 水道光熱費 12,000 支払手数料 消耗品費 16,000その他経費計 16,000 管理費計 1,684,000 経常費用計 86,000 税引前当期正味財産増減額 70,000 法人税、住民税及び事業税 16,000 当期正味財産増減額 設立時正味財産額 16,000 次期繰越正味財産額

# 令和7年度 活動予算書の注記

NPO法人フェニックス

重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議 会)によっています。

#### 事業別損益の状況 2.

<b>予</b> 未が11 <b>只皿*ン</b> が106						(単位:円)
科目	ルマザー、困窮学 生等への生活、就 労、学習等の支援	外の生活困窮地域	国内外の福祉及び 教育の調査研究、 普及、啓発、情報提 供に関する事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0
2. 事業収益	0	0	U	200.000	750,000	1 050 000
3. 受取寄附金	0	300,000	<u> </u>	300,000 300,000		1,050,000 1,050,000
経常収益計 2000年	0	300,000	0	300,000	750,000	1,050,000
Ⅱ 経常費用						
(1) 人件費	_	^	0	0	0	n
役員報酬	0	٥		0	0	. 0
給料手当	- 0	0	0	0	0	0
人件費計 (2) その他経費	U				·	
会議費	2,000	2,000	0	4,000	4,000	8,000
旅費交通費	2,000	35,000		35,000		35,000
通信運搬費	21,000	l '		56,000		56,000
広告宣伝費	15,000			30,000		30,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0
水道光熱費	Ö	] 0	0	0	0	0
施設利用料	0	0	0	0	0	0
支払手数料	210,000	210,000	35,000	455,000	2,000	457,000
寄付金	0	300,000		300,000	0	300,000
消耗品費	45,000	1	B.	90,000	5,000	95,000
その他経費計	293,000			970,000	11,000	
経常費用計	293,000	628,000	49,000	970,000	11,000	981,000
当期経常増減額	-293,000	-328,000	-49,000	-670,000	739,000	69,000

# 令和8年度 活動予算書

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで

NPO法人フェニックス

			(単位:円)
科目	<u> </u>	金額	
I 経常収益			-
1.受取会費			
正会員受取会費	0		
<b>賛助会員受取会費</b>	0	ol	
2.事業収益			
国内の特にシングルマザー、困窮学生等への生活、就労、学習等の	1		
支援及び援助に関する事業収益	0		
発展途上国、国内外の生活困窮地域等へのデジタルインフラ、	1		
教育等の支援及び援助に関する事業収益	0		
国内外の福祉及び教育の調査研究、普及、啓発、情報提供	`l		
国内 1/10 福祉及 0 教育の調査が元、音及、召光、情報起い に関する事業収益	l ol	ol	
3.受取寄附金	<u> </u>	Ĭ,	
受取寄附金	1, 770, 000	1, 770, 000	
	1, 110, 000	1, 110, 000	1, 770, 000
経常収益計 2000年			1, 110, 000
Ⅲ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	4, 000		
旅費交通費	60, 000		
通信運搬費	96, 000		
広告 <b>宣伝費</b>	30,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
施設利用料	30,000		
支払手数料	780, 000		
寄附金	600,000		
消耗品費	68,000		
その他経費計	1, 668, 000		
事業費計		1,668,000	
2.管理費	1	2, 000, 000	
(1) 人件費			
~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0		
給料手当	ا م		
人件費計	ŏ		
	<del>                                     </del>		
(2) その他経費	4, 000		
会議費	ا م		
地代家賃	0		
水道光熱費	10,000		
支払手数料	12,000		
消耗品費	10.000		
その他経費計	16, 000		
管理費計		16, 000	
経常費用計			1, 684, 00
税引前当期正味財産 <b>増減額</b>			86, 00
法人税、住民税及び事業税			70, 00
当期正味財産増減額			16, 00
前期繰越正味財産額	1		
次期繰越正味財産額			16, 00

# 令和8年度 活動予算書の注記

NPO法人フェニックス

#### 重要な会計方針 1.

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010 年7月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO法人会計基準協議 会)によっています。

#### 事業別損益の状況 2.

						(単位:円)
	国内の特にシング ルマザー、因鹩学 生等への生活、就 労、学習等の支援 及び援助に関する 事業	等へのデジタルイン	国内外の福祉及び 教育の調査研究、 普及、啓発、情報提 供に関する事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益		., . , <del>-</del>			_	
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0
2. 事業収益	0	0	0	0	0	
3. 受取寄附金	. 0	600,000		600,000	1,170,000	
経常収益計	.0	600,000	0	600,000	1,170,000	1,770,000
Ⅱ経常費用						
(1) 人件費				0		١ ,
役員報酬	0	0	0	U	0	١
給料手当	0	- 0	0	0	0	<del> \</del>
人件費計	0	0		0		<u> </u>
(2) その他経費	0.000	0.000	ا ا	4,000	4,000	8,000
会議費	2,000			60,000		60,000
旅費交通費	16 000	60,000 36,000		96,000		96,000
通信運搬費	36,000 15,000	15,000		30,000		30,000
広告 <u>宣</u> 伝費 地化字係	15,000	13,000	l ő	00,000	Ĭ	\ 00,000
地代家賃 水道光熱 <b>費</b>	١	۱	l ő	l o	Ĭ	l ŏ
か追光 <del>然質</del> 施設利用料	١	۱	30,000	30,000	ő	30,000
地設利用料 支払手数料	360,000	360,000		780,000		
寄付金	300,000	600,000		600,000		1
) 消耗品費	24,000			68,000		68,000
行札の質 その他経費計	437,000			1,668,000		
経常費用計	437,000			1,668,000	<del></del>	
当期経常増減額	-437,000			-1,068,000		

### NPO法人フェニックス 設立趣旨書

#### 1 設立の趣旨

現在我が国の貧困率は、2023年に公表された厚生労働省の国民生活基礎調査によると、日本全体の15.4%で、これに対して、子供がいるひとり親世帯の貧困率は、日本全体の貧困率の3倍近くにあたる44.5%となっています。特に母子家庭の貧困率は非常に高い水準にあり、ここ数年では新型コロナウィルスの影響も受け、多くのシングルマザーやその子どもたちが貧しい生活を送っている状況です。貧困状態となる主な理由として、非正規雇用の割合が高く収入が不安定であること、子育てや家事による労働時間の制限などが挙げられます。国や自治体のサポートも限定的であるため、根本的な解決には至りません。このような状況は、く子どもの教育機会の損失にも繋がり貧困の連鎖を引き起こすことになり、現在では学生の貧困もまた問題となっております。また、貧困問題は、日本に限らず世界中の国で発生しております。

そこで私たちは、国内の特にシングルマザー、困窮学生等への生活、就労、学習等の支援及び援助に関する事業、発展途上国、国内外の生活困窮地域等へのデジタルインフラ、教育等の支援及び援助に関する事業を行い、助け合いのある社会、希望を持てる社会の実現に寄与して参ります。具体的には、シングルマザーに対して、仕事の選択肢として挙げられるデータ入力、カスタマーサポート、Web制作、日中翻訳などの家庭でできる仕事のベースとなるWord、Excel、ホームページ(html)や中国語等の外国語講座、セミナーを開催します。在宅にてそれらができるようにパソコンやタブレット、モバイルルーターを無償で貸し出すことや、定期的に面談を行うなどし、正規雇用に向けた支援を行います。困窮学生に対しても同様に学生向けの講座、セミナーの開催やパソコン等の無償貸与を行います。また、発展途上国や生活困窮地域等への支援としては、法人設立後、早急に寄付金受付のシステムを構築し、行政との制度連携や企業へのCSR活動の提案を行うとともに、相談窓口を設置し、当法人が中心となり、必要な方々に支援が届くよう連携体制を整えます。当法人には、会社経営者やシステム構築を得意分野としてるメンバーがおりますので、早期に実現可能と考えております。設立代表者をはじめとする設立発起人はこれまでも支援活動を行っておりますが、今後はより一層、支援の規模を拡大して参ります。

加えて、国内外の福祉及び教育の調査研究、普及、啓発、情報提供に関する事業を行い、シンポジウムや講演会を開催するなかで、多くの方々に日本及び世界の貧困について知っていただくことで支援の輪を拡大し、それとともに貧困解決に向けた調査研究や支援活動を行っている他団体、個人との連携も視野に入れ活動して参ります。

開設にあたっては、設立代表者が株式会社を経営しながら、これまで支援活動をしてきておりますが、支援活動に参加したいと希望する団体、一般市民がNPO法人化をという声が増え、今後活動を拡大、継続するためにも積極的に情報公開を行い社会的信用を高めることができる特定非営利活動法人に移行することが最適と考え、NPO法人フェニックスを設立することにしました。

当法人は、広く一般市民、特に国内におけるシングルマザーなど経済的困窮者や、発展途上国・困窮地域の方々に対して、国境を越えた福祉・教育等の支援活動及び啓発活動を通じて、世界の平和と人権の擁護を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

#### 2 申請に至るまでの経緯

令和7年8月22日午後1時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び 令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定しました。

令和7年9月5日午後1時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上、決定しました。

以上をもって、NPO法人フェニックスの設立を申請することとしました。

令和7年9月5日

設立代表者

氏名 金澤 潤